

役場職員の給与と人事行政運営状況等の公表

■給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 21年度の人件費率
22年度	12,565人	4,338,901千円	260,947千円	1,066,398千円	24.6%	27.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

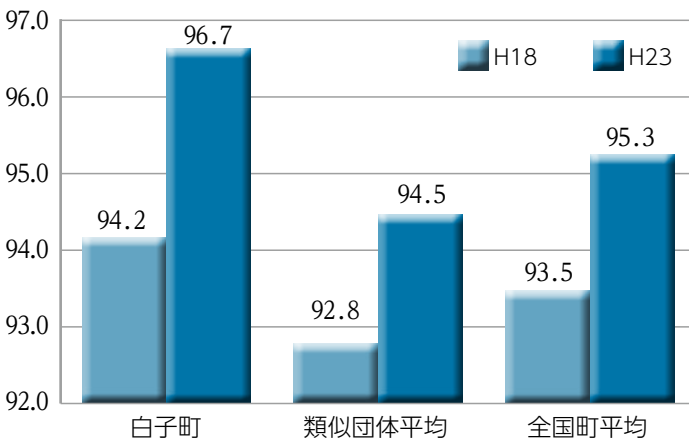
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
22年度	134	473,806千円	40,996千円	165,889千円	680,691千円	5,080千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は平成22年4月1日現在の人数。

(3) 特記事項（平成18年4月から給与、諸手当の抑制を実施）

- ①特別職（町長、副町長）及び教育長給料月額10%減額 ②管理職手当減額

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※ラスパイレス指数

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

※類似団体平均

人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数の単純平均。

2 一般行政職員給与表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号級の給料月額	243,700	309,200	358,100	392,600	405,100	424,600	458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のもの

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均給与月額(国ベース)(円)
白子町	41.4歳	312,400	345,144	334,099
千葉県	43.7歳	349,321	444,497	400,223
国	42.3歳	327,205	397,723	397,723

※平均給料月額

23年4月1日現在の各職種の職員の基本給の平均額。

※平均給与月額

給料月額と毎月支払われる諸手当の合計額。

※平均給与月額(国ベース)

国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないので、比較のため再計算したものの。

②技能労務職

	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均給与月額(国ベース)(円)
白子町	52.9歳	287,500	299,877	295,208
うち調理員	55.1歳	309,000	323,575	317,325
うち用務員	53.7歳	324,200	340,950	337,850
千葉県	51.0歳	332,287	389,037	368,776
国	49.5歳	283,862	321,662	321,662
民間事業者				
うち調理員	42.1歳	—	253,200	—
うち用務員	53.9歳	—	213,700	—

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在) (円)

区分		白子町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	172,200	178,800	I種	181,200
				II種	172,200
	高校卒	144,500	144,500	140,100	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在) (円)

経験年数		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	244,900	284,900	329,400
	高校卒	214,600	252,600	293,300
技能労務職	高校卒	200,800	231,100	263,900
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	5人	7.1%
2級	主事・技師	3人	4.3%
3級	主任主事・主任技師・副主査	22人	31.4%
4級	係長・主査補	17人	24.3%
5級	主査	6人	8.6%
6級	課長補佐	3人	4.3%
7級	課長・主幹	14人	20.0%

※白子町一般職の職員の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

首長による人事評価で昇格、昇給を実施。



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(23年4月1日現在)

白子町		国	
1人当たり平均支給額 (22年度) 1,266千円		—	
(22年度支給割合) 期末手当2.6月分 勤勉手当1.35月分		(22年度支給割合) 期末手当2.6月分 勤勉手当1.35月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(2) 退職手当

(23年4月1日現在)

白子町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%) (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%) (退職時特別昇給)		
平均支給額/人 24,348千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	0%	0人	0%

(4) 時間外勤務手当

	21年度	22年度
支給実績	6,907千円	7,480千円
支給職員1人当たり平均支給年額	65千円	71千円

(5) 特殊勤務手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
技術職員手当	担当課職員	ガス主任技術者 甲種	月額20,000円
	担当課職員	ガス主任技術者 乙種	月額10,000円
防疫手当	担当課職員	防疫業務に従事した時	日額1,000円
危険手当	担当課職員	人体に危険を及ぼす作業に従事した時	日額1,000円
行旅病人取扱手当	担当課職員	旅行中の病人を取り扱う時	日額500円
行旅死亡人取扱手当	担当課職員	旅行中の死亡人を取り扱う時	日額1,000円

(6) その他の手当

(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同		11,374千円	178,800円
	配偶者以外 6,500円				
住居手当	自宅 4,300円	異	自宅支給要件	5,422千円	126,000円
	借家 11,000~27,000円	同			
通勤手当	片道2kmから 2,000円~	異	使用区分距離	5,544千円	60,000円
管理職手当	課長8%、主幹6%、補佐4%	異		8,211千円	315,600円
休日勤務手当	1時間当たり給与額の100分の135	同		0千円	0円
宿日直手当	4,200円			2,965千円	64,800円

*住居手当及び通勤手当は15%削減して支給

5 特別職の報酬等の状況

(23年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	町長	709,200円(788,000円)	
	副町長	575,100円(639,000円)	
報酬	議長	284,000円	
	副議長	237,000円	
	議員	213,000円	
期末手当	町長・副町長	(23年度支給割合)	3.95月分(4.15)月分
	議長・副議長・議員	(23年度支給割合)	3.95月分
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	在職月数×45/100	15,318,720円(17,020,800円) 任期毎
	副町長	在職月数×25/100	6,901,200円(7,668,000円) 任期毎

◇給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

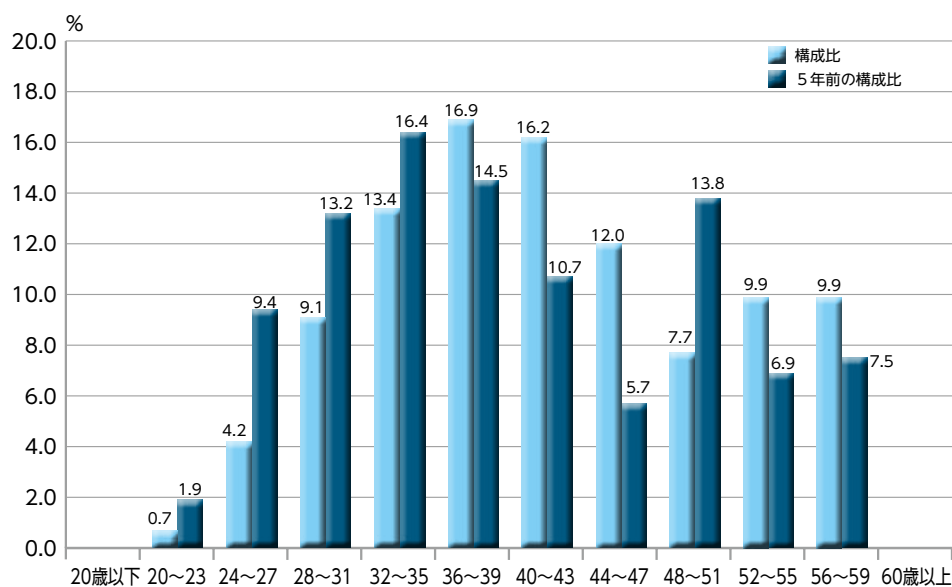
部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	21	21	0	
		税 務	10	10	0	
		農林水産	10	9	1	育児休業職員の課付
		商 工	5	5	0	
		土 木	9	9	0	
		民 生	38	40	△2	退職不補充
		衛 生	16	16	0	
		計	111	112	△1	
	教育部門	18	21	△3	国体終了による推進室職員減	
	小 計	129	133	△4		
公営企業等	その他	国 保	4	4	0	
		介 護	3	3	△2	
		その 他	6	6	△3	
	小 計	13	13			
合 計		142 [195]	146 [195]	△4 [0]		

◇職員数は一般職に属する職員数。(教育長は含まない。)

◇[]内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況 (21年4月1日現在)

区 分	職員数
20歳未満	0人
20～23歳	1人
24～27歳	9人
28～31歳	14人
32～35歳	20人
36～39歳	24人
40～43歳	22人
44～47歳	18人
48～51歳	11人
52～55歳	14人
56～59歳	9人
60歳以上	0人
計	142人



(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		113	113	109	113	112	111	△2 (△1.8%)
教 育		23	25	23	23	22	19	△4 (△17.4%)
普通会計合計		136	138	132	136	134	130	△6 (△4.4%)
公営企業会計等		24	18	18	13	13	13	△11 (△45.8%)
総合計		160	156	150	149	147	143	△17 (△10.6%)

■職員の任免及び職員数に関する状況

○職員の採用状況(22年度) (単位：人)

区分	試験	選考	合計
一般行政職	2		2
事務職	2		2
技術職			
技能労務職			

○退職の状況(22年度) (単位：人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	1	2							3
技能労務職	1								1

- ◇定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- ◇勸奨退職 任免権者が行う退職勸奨に応じた退職
- ◇普通退職 自己都合による退職
- ◇分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- ◇懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- ◇失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- ◇任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

■職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

○勤務時間の状況(23年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	2日

- ◇「1週間の勤務時間」は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間。
- ◇「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の8:30から17:15の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間。

○年次休暇の状況(22年4月1日~23年3月31日)

総付与日数	3,451日
総使用日数	706日
全期間在職職員数	88人
一人当たり平均使用日数	8.0日

- ◇「全期間在職職員数」は、4月1日から3月31日までの期間在職した職員(一般職に属する職員)の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。
- ◇「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計。
- ◇「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計。

■職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分の状況(22年度) 該当する案件なし
懲戒処分の状況(22年度) 該当する案件なし

■職員のサービスの状況

営利企業の状況(22年度)
該当する案件なし

■職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

○厚生制度の状況(22年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に 関すること	生活習慣病予防検査	86名受診
	胸部エックス線検査	83名受診

◇地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況です。

○公務災害(22年度)

前年度末現在 未処理件数	受理 件数	認定件数		取下げ 件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	1	1	0	0	1

○通勤災害(22年度)

前年度末現在 未処理件数	受理 件数	認定件数		取下げ 件数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該当	通勤災害 非該当		
0	0	0	0	0	0

◇地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況です。(2)において同じ

■千葉県市町村公平委員会の業務状況

勤務条件に関する措置の要求の状況
平成22年度該当する案件なし

■不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度該当する案件なし

■職員の研修状況

(22年度)

研修の名称	研修の内容	修了者数	研修先
新規採用職員研修	職員としての心構えや執務に必要な基礎的知識を習得させる。	2	長生郡市広域 市町村圏組合
初級職員研修	初級職員としての知識、技能を修得し、職務に必要な判断力と表現力を養う。	4	
中級職員研修	中級職員としての行政視野を深め、行政環境に対応できる幅広いものの見方と自発的な能力向上意欲を養う。	4	
係長職員研修	職務執行にあたって期待される視野、識見管理能力を養う。	4	
まちづくり研修	複雑多様化するまちづくり問題についての総合的な理解を深め、まちづくりの政策担当者としての職務遂行能力の向上を図る。	1	千葉県自治研修センター
観光活性化研修	観光施策の動向、観光活性化の戦略等について理解を深め、担当者としての職務遂行能力の向上を図る。	1	
法制実務研修	条例・規則の制定や改廃についての基礎知識及び技法の修得を図る。	2	
税務事務研修	税務に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	3	
市町村民税研修	市町村民税に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	3	
固定資産税(土地)研修	固定資産税(土地)に関する基本的知識について体系的な習得を図る。	1	
固定資産税(家屋)研修	固定資産税(家屋)に関する基本的知識について体系的な習得を図る。	2	
滞納整理事務研	徴税事務に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	1	
議会事務研修	議会制度とその運用について見識を高め、議会事務担当者としての職務遂行能力の向上を図る。	1	

※地方公務員法第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の状況。